

第6号議案

蒲郡市手数料条例の一部改正について

蒲郡市手数料条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成26年2月21日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市手数料条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市手数料条例の一部を改正する条例

蒲郡市手数料条例(昭和29年蒲郡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表消防法(昭和23年法律第186号)関係の手数料の表2の項中「9万1,000円」を「9万2,000円」に改め、同表3の項中「82万円」を「83万円」に、「99万円」を「101万円」に、「110万円」を「112万円」に、「140万円」を「142万円」に、「164万円」を「166万円」に、「385万円」を「388万円」に、「509万円」を「510万円」に、「112万円」を「113万円」に、「133万円」を「134万円」に、「148万円」を「150万円」に、「212万円」を「214万円」に、「433万円」を「435万円」に改め、同表4の項中「9万1,000円」を「9万2,000円」に改め、同表15の項中「95万円」を「99万円」に、「165万円」を「172万円」に、「318万円」を「332万円」に、「389万円」を「406万円」に、「445万円」を「465万円」に改め、同表17の項中「41万円」を「43万円」に、「92万円」を「96万円」に、「116万円」を「121万円」に、「283万円」を「295万円」に、「347万円」を「362万円」に、「400万円」を「417万円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。